

令和5年度第2回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもの権利の保障検討部会 議事録

1 日 時：令和5年11月10日（金）10時00分～12時00分

2 会 場：千葉市役所 本庁舎高層棟3階 XL会議室301

3 出席者：

(1) 委員

村山委員（部会長）、米田委員（副部会長）、松島委員、二タ見委員【委員6名中4名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員長

(3) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】

宮葉課長、佐久間課長補佐

【教育委員会】

八斗教育指導課長、保田教育支援課長

4 議題等：

(1) 議題

ア シンポジウムの共有

イ こどもの権利の保障について

(2) その他

ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 各議題の内容について、部会長より説明があり、意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもの権利の保障検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

なお、大森委員、小林委員におかれましては、本日御欠席の旨、御連絡をいただいております。また、オブザーバーとして宮本委員長に御出席をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 皆様、おはようございます。千葉市こども企画課の宮葉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

千葉市こども基本条例検討委員会こどもの権利の保障検討部会の開会に当たりまして、簡単に御挨拶を申し上げます。

皆様には平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり、御理解、御協力をいただいておりますことをこの場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。また、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、8月に開催した前回に引き続き、第2回の部会となります。前回と同様、本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、よろしく願いいたします。

○佐久間補佐 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。村山部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○村山部会長 おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、部会の設置目的でもある（仮称）千葉市こども基本条例に係るこどもの権利の保障の検討について、事務局より御説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。お配りしてございます資料について御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

今回、資料は3点ほどございまして、まず1点目、第1回のこどもの権利の保障検討部会での主な意見をまとめたものでございます。こちらにつきましては、村山部会長に作成いただきました資料に基づきまして、その項目ごとに前回の部会での主な意見を整理してございます。本日の審議の参考にしていただければと思います。

2つ目ですが、前回の会議におきまして、大森委員から、各法令等にこどもの権利がどのように規定されているのか確認したいという御意見がございましたので、事務局のほうでこどもの権利に関する各法令等の記載の状況等を整理したものでございます。

まず1つ目には、子どもの権利条約ということで、4つの権利ごとに整理してございますが、子どもの権利条約につきましては、条文が長くて、しかも項目が多いということで、その概要につきまして、要約といいますか、このような形でちょっと簡略化して記載させていただいております。

それから2ページ目ですが、こちらにつきましてはこども基本法です。第3条と第11条につきまして記載してございます。

それから3ページからが児童福祉法におけるこどもの権利に関する条文という形になります。なお、児童福祉法につきましては令和6年4月1日施行予定で、条文につきましても盛り込んだ

形で記載しております。

それから最後のページですけれども、こちらにつきましては児童憲章でございます。こちらにつきましても11の項目について記載させていただいております。

それから3つ目の資料でございますが、前回の会議におきまして、政令市において、相談・救済機関がどのような状況になっているかというような御発言がございましたので、事務局のほうで各市のホームページ等を参考に整理した表がこちらになります。新潟は除いておりますけれども、各市の救済の機関名ですとか活動内容、あるいは相談・救済の方法、その人員等を記載したものでございます。こちらのほうも今回の審議に当たっての参考にしていただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○村山部会長 ありがとうございます。資料の作成ありがとうございます。本当に助かりました。

それでは皆様、ただいまの御説明、そのほか様々御準備いただいたことであろうかと思っておりますので、これから委員間で意見交換を行いまして部会の意見をまとめていきたいと思っております。

進行ですが、各自、検討いただいた箇所があるかと思っておりますので、担当者ごとに、こんな形で検討をしてきましたということを先にお話しいただくという進行でよろしいでしょうか。

では初めに、こどもの権利の部分について、米田委員それから松島委員、お二方で検討をいただいたと思っております。検討の内容につきまして簡単に御説明いただけますか。松島委員、お願いします。

○松島委員 松島です。米田委員と話したこととしては、こどもの権利というのを委員会でどういうふうに扱ったかというところを簡単に整理したところなので、新たに何かを加えるとか、新たな議論を提案するようなどは特にはないと思っております。

○村山部会長 米田委員、いかがでしょうか。

○米田委員 松島委員に基本的なことを整理していただいた後に、その内容について参照とするものについて、私が作業を進めるに当たって考えたことがありまして、こどもの権利ということで、今までのこども基本条例、いろんな他市のものを見て、4つの基本の権利について網羅されているのを見ていたんですけれども、こども・若者という、こども基本法において、若者まで対象になるということで、今若者が抱えている問題に関する権利とか、こういうふうにしていいんだよということをどのように書けるのか、ということ作業しながら考えました。

基本的に骨子案にあったとおり、この4つの権利に基づいて、条例の検討を進めているとは思いますが、例えば、自分らしく生きる権利、こども基本法の第3条の1、2、3に書かれているところをベースにこどもの権利のところを表していくこともいいのかなど。

書き方は、他の委員、村山部会長のように提案する形に落とし込めていないんですけれども、若者の今の問題をこういうふうに解決できるということを書けるかどうかということは、皆様に意見を伺いながらまたちょっと考えていきたいと思っております。

○村山部会長 ありがとうございます。ご検討いただいた内容を事前に私には報告いただいております。その中で4つ、大事なことをお示しいただいたと思っております。

1つが、まずは普遍的なものを条約ですとか法律に則って漏れなく網羅する、カバーするということが大事なのではないかという視点をいただきました。

2点目として、今、米田委員からお話しいただいた、若者に対する内容についても触れていく必要があるだろうと。以前より、宮本委員長から御指摘をいただいているとおりで、いわゆる未成年の子だけではなく、若者に関してもしっかり権利を守っていくんだということを示す条例にするという前提がございますので、そういう若者に向けたものも盛り込んでいくということが大切だろうということ。これが2点目ですね。

それから、3点目として、前回の部会でもお話ししましたが、全てのこども・若者を対象とした、全ての「あなた」に向けたものであることを明記したいということを改めて提案いただいていると思います。もう少し詳しく話しますと、権利と言っても、こどもたちにとって、あまり身近でないというか、自分ごとでないと思ってしまう状況にある、これは私たちがきちんと伝えていかなかったことが原因だと思っておりますけれども、そういう現状にありますので、どんな子、どんな若者であっても対象になるんだということをきっちり伝えるよう、全ての「あなた」に向けたものであることを伝えられるような形にしたいと、そういう御意見を改めていただいております。

最後4点目ですが、これは条例全体に関わることもかもしれませんが、こどもにもきっちり分かる書き方にしたいという御意見をいただいております。この条例ができることをきっかけとして、こどもたちに権利について伝えていきたいという思いが委員皆あろうかと思えます。なので、これをしっかり学校ですとかその他の居場所において、教材、題材にさせていただいて、こどもたちに伝えていってほしいという思いがあります。そういったことから、こどもにも分かる表現にしてほしいということを意見として出していただいております。

私のほうでお二方がご検討いただいた内容を整理してお伝えしてしまったんですけれども、内容は間違いございませんでしょうか。よろしいですか。

加えて、これは従前お話ししてきたことかもしれないので重複になりますけれども、個別の権利の話になってしましますが、こどもたちがノーと言える権利、嫌なものは嫌だと言える権利、それから、逃げてもいいんだよという権利、それから、嫌なことは相談してもいいんだと、こういう権利についても、千葉市はそういうのは入れていってもいいのではないかなと思います。今、「生命（いのち）の安全教育」と、権利のことを学校では伝えてくださっていると思いますけれども、その中でもとても大事にされている権利というか、こどもたちが自分たちを守っていく方法として伝えているところかと思えますので、これはぜひ盛り込んでいただきたいなという思いもがございます。

私のほうでまとめて話してしまいましたが、二夕見委員、何か御意見ございますか。

○二夕見委員 自分も権利侵害の禁止のほうを考えていながら、やっぱり、先ほど出てきたように、若者に向けたものについて、自分としては最初に小・中学生がこどもと考えてしまうんですけれども、もっともっと若者にも目を向けて権利条例をつくっていかなくちゃいけないのかなというのを今ここで感じたところですね。

○村山部会長 ありがとうございます。改めてどうでしょう、米田委員、松島委員、何かありますでしょうか。

○松島委員 この事務局からいただいた資料が全体に提示するメインの資料になるかと思うので、ぜひそこに、各内容に関してお伝えすべき全体に関わる書き方や表現の仕方というところも、ぜひ

ひ、この検討部会での意見というところに入れていただけるといいのかなと思います。

○村山部会長 ごめんなさい、もう一度よろしいですか。

○松島委員 こちらの事務局でまとめていただいた資料が、この後、来年開催される全体での共有の際に各検討部会でどのような議題が上がったか、話があったかというときに用いられる資料になるかと思います。なので、こちらに権利保障の内容としてどういうものを盛り込むかというところがメインとして記述はされていくと思うんですが、そこに付け加えて、書き方に関しての提言が出ているというところは記載していただけるとありがたいなと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。事務局にお聞きしたいのですが、先ほど御紹介いただいた第1回の部会での主な意見という資料を作成いただいておりますが、これは本日の第2回の方についても改めて作成いただいて、本会のほうに共有いただくということで大丈夫でしょうか。

○宮葉課長 そうですね。基本的には、それぞれの部会の中で出た御意見等を、最終的には議事録という形で整理はするんですけども、それにはちょっと時間がかかるので、あくまでも要約的な、主な意見としてこういうものが出ましたというのをその次の審議の参考にしていただくということで作っております。ただ、ある程度、もうここで終了だという部会も幾つかありまして、そういう部会は最終的に1月の検討委員会において報告をしていただく形といたしますか、ある程度そこを意識した整理の形になっておりまして、例えばベースになるのは事務局のほうで御提示しております条例の骨子案ですね。骨子案の項目ごとに、こういう意見が部会の中で出たけれども、それを集約して、最終的に部会としての意見として列記していくような形を考えております。そこは各部会長さんと御相談をしていく形にはなりますが、部会の中でも様々な意見が出た中で最終的に幾つかポイントとなるものを、部会としての意見を整理したというものにしてよろしいか、ということを確認していく形で考えております。

○村山部会長 分かりました。ありがとうございます。なので、当然、今日お話しした内容も考慮して、部会としての意見を最終的にまとめていくということですので、今日もしっかり御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

権利関係についてはある程度お話しできたかなと思います。ここで宮本委員長にコメントをいただければと思いますが、ここまででいかがでしょうか。

○宮本委員長 こどもの権利に関してですけれど、こども・若者は自分が利用できる制度や資源に関する知識が非常に乏しいということです。例えば、学校が終わってから、住む家がない、お金が足りない、仕事に就けないというようなときにも、制度を利用することを躊躇する人が大半なんですよね。そういう与えられている制度を利用していいというか、それは権利なんだという、そこを伝えないと、せっかく環境をつくっても全然進まない。去年、横山北斗さんの「15歳からの社会保障」という本が出ていて、これは若い人たちに向けて、「ぜひ、社会保障制度について知ってあなたは利用者になってほしい」ということで、非常に具体的に書いてあって、いい本だと思ったんですけど、こういう考え方が本として誰かから出版されるだけじゃなくて、自治体が「あなたにはこういう利用できるものがこの市内にはありますよ」ということを周知することが重要で、それとともに、それにアクセスすることがいろいろな意味で難しい人に対しては、つなげる役割がシステムとしてできていないと、全部こぼれていくわけですよね。

権利条約なんかでは必要な情報を与えられる権利と言いますが、もうちょっと、今どきの具体

的な表現のほうがいいのかもしれませんが。例えばすごくストレートな言い方で言えば、生きるために必要な情報を与えられる権利とか。

それから、若者に関しては、これは前回の部会でも自分でまとめてみなかったので表現が難しいんですが…。若者期がこども期と違うのは、飛び立つ時期ということなんですよね。飛び立つためにはいろいろな環境が必要だけれどうまく飛び立てない。だから、こども期のまま飛び立てない状態で放置されていくという、こういう問題があるので、ある人はそれを翼の権利と言っているんですよ。翼を与えられる権利。その手のことをもっと分かりやすい言葉で表現できるのかなという感じがします。翼を与えられず飛び立てない場合には、それが認識されたら直ちにその手を差し伸べるような、それはあなたにとって権利なんだよと、手を差し伸べられる者を遣わすというのは。何かそういうようなことが必要かなと思います。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。とても大事な御指摘でした。これはぜひ何とか盛り込みたいなところなんです。実際、この社会保障制度について知らないですよね。これはこどもだけじゃなくて、実は大人もあまり知っていないという現状があって、もうちょっと知ってもらって、そしてアクセスが容易になるような形を取れると、より一層権利の保障ができるだろうなというふうには思います。

最近、千葉市は福祉まるごとサポートセンターというものを開設されたと思います。まさにどんな人にも福祉のサポートをワンストップで受けられるというような発想で始められたと思うので、これを市民が知らない状況をなくすところから始めることが大切であると思います。なので、ぜひこの点についても、部会の意見として盛り込んでいければなと感じたところです。

そして、今、権利のことについてお話させていただいたところですが、実は私、今日冒頭に、9月24日にあったシンポジウムのことについて皆さんと共有をするということを忘れておりました。なので、大変申し訳ありません。順番は前後いたしますが、先に共有させていただいてよろしいでしょうか。

皆さんにはシンポジウム直後に共有はさせていただいたところですが、改めて我々の部会に関連する市民の皆さんからの御意見について御報告できればと思います。かなりたくさん御意見が上がったんですが、主な意見だけ幾つか御紹介します。

まず、権利を保障するために、こどもたちに権利のことについて知る機会を設けてほしいという御意見がありました。権利を守る制度をつくったところで、こどもたちが自分たちの権利のことを、助けを求める方法を知らなければ、結局、制度が宙に浮いてしまいます。なので、こどもたちがそのことを知る機会を設ける必要があります。現在、千葉市ではCAPなどこどもの権利に関する研修の取組が広がっております。教育委員会の皆様も御協力いただけてかなり広がっていますが、このような活動が継続的にかつ安定して広がっていくということがとても大事なんじゃないかという御意見をいただいております。

続いて、今こどもに知る機会をというお話でしたが、大人にも知る機会をしっかりと設けてほしいと。こどもだけでなく、教員をはじめとしたこどもに接することの多い大人を中心に、大人がもっとこどもの権利のことを学ばなければこどもの権利は保障されない。しかし現状、例えば学校の教員など、御自身がこどもの権利のことをあまり学んでこなかったということで知らない人

が多い。今後、こどもの権利について、こどもたちにも伝えていく機会が増えていくでしょうから、制度的に教師をはじめとする大人がこれを学ぶ機会が必要でしょうと、これをぜひ条例に盛り込んでいただきたいという意見をいただきました。例として学校の教員のお話が出ていますけれども、これはこどもと接するほかの職種でも同様だと思います。幼稚園でも保育園でも、その他いろいろこどもと接する全ての職種というか大人にそういう機会を設けてほしい、そういう御意見でした。

続きまして、教育委員会の方へのお願いという御意見ですけれども、教育委員会の方々には、ぜひ条例制定の過程から積極的な関わりをお願いしたいと。こどもの相談相手としても、権利を守る立場としても、こどもが権利について学ぶ機会・触れる機会という意味でも、学校の果たす役割は極めて大きいと認識しています。こども未来局の皆様だけでなく、教育委員会の方々も条例制定のプロセスに積極的に関わっていただきたいということを切に願います、そんな御意見をいただいております。今日来ていただいておりますけれども。

あとは、学校を少し離れまして、家庭その他、生活の中でどんな人でもこどもの権利が保障されるようできることがあるのではないかとのご意見です。家庭であったり、全ての人ができることがあるでしょうと、そういう視点でもしっかり皆さん考えてほしいというお言葉をいただいております。

続きまして、最善の利益についてです。最善の利益を考慮してこどものことを考えていく、対応をしていくというのは基本中の基本かと思うんですけれども、最善の利益というのが、偏見や伝統的な価値観に基づいて決められてしまうのではないかと懸念を持つ方がいらっしゃいました。ですから、当然のことではありますが、最善の利益というのは、個々のこどもによって違うんだと。ですから、そういう考え方で、ぜひ条例の制定についても、それから、今後もし新しい機関ができるのであればその機関の運営についてもやってほしいと、当該こどもにとっての最善の利益は何かを考えてほしいと、そういう御意見をいただきました。

それから、居場所づくりとも関連させて相談や救済の端緒としてほしいというご意見がありました。相談・救済機関についての御意見として、こどもの居場所が深刻な相談や救済申立ての端緒となることもあります。なので、相談・救済機関の検討を、居場所づくりのその他の部会に関するテーマとも関連させて検討してほしいということです。つまり、相談・救済機関というものを設置することには賛成だけれども、既にあるこどもの居場所、もしくは、これから検討をするこどもの居場所も相談の場面の1つであるわけですから、そういうことを検討されている部会ともしっかり共有をしながら話を進めていただきたいと、そういう御意見をいただいております。

それから、相談や救済をする、相談をする相手についての御意見です。こどもから出た意見と、大人から出た意見ですね。身近な存在の人に相談できることが望ましいですというご意見がありました。ただ、他方で、身近でない人に相談する機会も必要であるという方もいました。例えば、仮想空間などある程度匿名化された場所というのもいいのではないかと御意見がございました。ですから、身近な存在、それから身近ではない第三者的な存在、いずれも大事な相談相手、救済の求めをする相手になり得るということで、両面から検討をしていただきたいという意見も上がっておりました。

それから、権利についてこどもに伝えていくことは学校からという発想をどうしても持ちがち

なんですけれども、学校からではなく幼少期からそういう機会を設けることが大切だろうというご意見があり巻いた。幼少期から意見表明の機会を設けたりすることが大事だと。聞いてもらえなかった経験を重ねたことで意見を言うことや考えることを諦めた子どもたちが今存在するところどもたちから話があったかと思えますけれども、そういう子どもにならないように、もっと小さいときから権利について学び、そして権利を行使していく場面を大人につくってほしいと、そういう御意見が上がっていたと思います。

ざっとですが、以上でございます。ほかに御参加された方いらっしゃいますか。ということで、すみません、順番が前後してしまったんですが、シンポジウムの際に我々の部会に関して出た意見について少し御紹介させていただきました。この点について宮本委員長、何か補足があればいただけますか。

○宮本委員長 最後の、権利について学校でという考え方が多いけれどももっと幼少からという、このあたりですね、幼少からというのは大事であると同時に、権利については学校だけでないという考え方をもっと大規模に広げていかなければいけないと思うんですね。

先週、別の部会があってオブザーバーで参加させていただいたんですけれども、医師の委員とちょっとお話をして、例えば医療機関で受診するときに、医者と子どもの関係性、これはこの子どもの権利という問題にストレートに関係することだということを申し上げました。医師は子どもに対してきちんと説明をし、子どもの意見を聴いているかどうか、これは慣習的でないですよ。よほどの医師でない限り、そういうことをしていない。親もそういうものだと思っていて、医師と親との間でだけやっていて、その間、子どものほうは全然見ていないと。そういうことがあって、これは医療機関だけでなく、全ての子どもに関わる機関が同じ状況だと思うんですね。だから、子ども基本条例というのは学校教育の問題だけではないということをもっと強く言わないと、非常に矮小化された形で定着してしまうと思います。どこで議論しても大体そういう矮小化された範囲の中で終わってしまう傾向が強いということです。

○村山部会長 ありがとうございます。繰り返しですけれども、つい、学校、学校というふうになりがちですけれども、その前からできることが必ずあると思っていまして、まず、千葉ではないですけれども、ある保育園では、どんな場面でも子どもの権利を保障していこうと取り組んでいます。例えば、おやつを食べる、食べないと子どもが選べるんですね。食べるとしても、これを1個食べるのか、2個食べるのか、ほんの小さな意見表明というか選ぶ機会をつくるという工夫をされています。そんな小さなことでもいいと思うんです。家でも、例えばうちなんかですと、子どもが自分の服を選べるような高さに置いているんですけれども、今日はどんな服装がいいかしらというふうに自分で選べるという環境を、素人なりに整えているんですね。そういうことの積み重ねだろうなと。先ほど宮本委員長に教えていただいた点も、大人であれば通常必ず説明をするようなことを、我々は、子どもだからなぜかしていないとか、なぜか子どもだから一方的に押しつけているという場面が絶対あるはずですよ。ですから、それをみんな見直して、改めて子どもの権利を保障するにはどうしたらいいだろうかということ、学校以外の場面、家庭でも、役所でも、その他の場面でも、考えてみんなで実践していこうという、そういうきっかけになるととてもいいなと強く思います。ありがとうございました。

今、30分経過しました。ここままでシンポジウムの内容の共有、それから、子どもの権利につ

いてどう定めていくのかというところの議論をしてきたところです。先に進んでよろしいでしょうか。

続きまして、権利侵害の禁止について、二タ見委員中心に御検討をいただけてきました。御検討をいただいた点を皆様と共有いただけますでしょうか。

○二タ見委員 二タ見です。権利侵害の禁止について担当させていただきました。よろしくお願いいたします。

前回の会議で出たことは、虐待・体罰、いじめだけでよいのかというようなことから話合いが始まりまして、そのほかにも差別の問題、生活の自由の侵害、または性的な搾取等にも触れたほうがよいのではないかというような意見があったかと思えます。事務局のほうのまとめにもそういったことを書いていただきました。一番は、いじめの問題だと思うので、いじめの禁止から初めに考えてきましたが、どのようなまとめをするのか分からずに、部会長のポイントでいいという言葉の頭に置いて、どういうところに目を向けたらいいのかというようなことで幾つか項目立てをしながら整理してみました。

今日は、こういったメニューについて考えるといいというようなことをまた皆さんから聞かせていただけたらと思います。自分としては、社会的問題になっているようなこと、学校で問題になっているようなことに触れる必要があると思いました。

まず、いじめについてですけれども、いじめはこどもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのようなことがあってもしてはならないというようなことが全体に関わるかなと思えますが、ネット上のことも入れていいのかどうかと悩みました。

1つ目は、パソコンや携帯電話からのネット上の掲示板、特定の子に関する誹謗中傷を書き込むことをしてはならない。こどもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されることがあってはならない。特定の人になりすまして悪質なメッセージをほかの人に送るようなことをしてはならない。このなりすましの問題は小・中学生だけではなくて、大人も若い子になりすましていろいろな問題を起こすようなことがあるのではないかと、社会的にも大きな問題になっているのかなと感じております。いじめに関してもっとほかにもあると思えますので、皆さんから御意見をいただけたらなというふうに思います。

2つ目は、虐待及び体罰の禁止ということ、こどもに対する暴力、虐待及び体罰は、こどもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があっても、してはならない。よく、体罰を行ってもこれはしつけの一環だというようなことで正当化をしている親御さんがいますが、どのような理由があっても手を挙げないということが強調されたほうがいいのかと思っております。

それから、虐待においては主に大きな4つの項目かなと思えますが、1つは、身体的虐待、児童の体に外傷を生じ、または生じる恐れがある暴行を加えることがあってはならない。具体的には、殴る、蹴る、たたく、投げ落とすといった暴力的なものから、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄により一室に拘束するなどの行為があってはならない。こういった具体的なことを条例に載せるのかどうかというのは別問題として、目のつけどころとしてこのようなことが社会的に問題になっているのかなと感じております。

それから、性的な虐待ということで、児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわ

いせつな行為をすることがあってはならない。こどもへの性的行為や性的行為を見せること、プライベートゾーンを触る、または触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなどの行為があつてはならない。この間、校長先生の人権の研修の際にあたり、学校では、特に小学生に、プライベートゾーンという言葉を使って、水着で隠れている部分は自分の大事なところだよ、プライベートゾーンというんだよというようなことで、かなりの学校はそういった指導をしているというお話を伺いました。

それから次、ネグレクトですけれども、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ることはあってはならない。具体的なものとして、家に閉じ込める、食事を与えない、自動車の中に放置する、病気になっても病院に連れていかないなど、育児放棄に該当する行為があつてはならない。ニュースなどでは、自動車の中に放置してパチンコに行ってしまったとか、買物に行っていたとかということで大問題になっているようなことをよく耳にします。

それから、心理的虐待としまして、児童に著しい心理的外傷を与える言動があつてはならない。暴力などによる物理的な虐待を行わないものの、言葉による脅しや無視、兄弟を差別的に扱うなどの精神的なダメージを負わせる行為があつてはならない。

次は、障害児への差別の禁止ということで、心や体に障害があつても、尊厳が守られ、偏見や差別があつてはならない。この障害児だけを特別に掲げるかどうかというのは別ですが、障害がある子も障害がない子も差別なく平等に平和に暮らせる社会を目指しているわけですので、こういった偏見がないように規定できたらと思います。

その他に考えられるものとしては、1つは、個人のプライバシーが守られ、誇りや信用を傷つけられることがあってはならない。

それから、こどもは、無理やり働かされたり害ある労働を強いられたりすることがあつてはならない。親はそういうことをしないでしょけれども、15～16歳になると外部の者から圧力がかかって無理やり働かされたりするような問題も起こるのかなと。

それから、本来、保護者がやるべき家事や家族の世話を日常的にこどもにさせてはならないということで、ヤングケアラーの問題が大きな問題になっているんじゃないかなと思います。

それから、こどもが自分に関することを決めるときに適切な支援及び助言を受けられることが大事であり、大人が勝手にこどものことを決めて行動をするようなことがあつてはならない。ここは選択の自由の侵害というようなことからちょっと考えてはみましたが、ちょっとうまく表現できていないかなと思います。

先ほども言いましたけれども、いじめとネット上のトラブルの区別が非常に難しいなという感想と、それから、具体的な言葉をどのように条文に入れていくのか、その辺について皆さんの意見をもらいながら検討をしていくべきなのかなと。こどもたちが使えるような条例というようなこともありましたので、具体的な言葉も必要なのかなと思いますけれども、取りあえず自分なりに目を向けながら、こういったことを考えましたので、御意見をいただきたいと思います。

以上です。

○村山部会長 御説明ありがとうございました。そうしましたら、二夕見委員より御検討いただいた内容につきまして、松島委員、何か御意見があればお願いいたします。

○松島委員 ご説明ありがとうございます。個人的にはいじめの禁止というところで、何をもちいじめとするかというところはすごく難しいというのは本当におっしゃるとおりかなと思っていて、実際、教育実習を通したりとか、いろいろな方々と話す中で、いじめという定義が学校ごとであったり個人ごとに違う。昔は、やられて嫌なことはいじめみたいなところだったのが、もっと第三者的な視点が重要視されていたり、時代によってどんどん変わっていくところではあると思うので、普遍的というところを全体として意識する中では、より広く、かつ、個別の事例にも対応できるような書き方があるといいのかなと思いました。

虐待も同じですね。定義が一概にこれというものが言えないからこそ、広く捉えて、時代にそれぞれ合わせていけるような表記というのが、今自分の中で具体的に思い浮かぶわけではないのですが、そういうところはもうちょっと議論していきたいところだと思います。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。いじめについても、虐待についても、時代によって変わると。変わったとしても、きちんとキャッチ、カバーできるような形にしたいなと、そういうことですよね。分かりました。

米田委員、いかがでしょうか。

○米田委員 権利の侵害について、整理していただいてありがとうございます。虐待というものが、私最近知ったんですけど、保護者からじゃないと虐待にならないというのでしたっけ。

○村山部会長 児童虐待。

○米田委員 そうなんです。じゃ、これは家庭の中のことだけではなくて、社会一般的に、こどもの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、全部行われてはいけないことを網羅していただいているし、具体的なことってすごく分かりやすいので、どこに載せるかというのはやっぱり考えてしまうところかなと。これ以外のことはどうなの、なんてならないようにはしたいと思います。やっぱりこれがあるかないかでどういうことかというのは想像しやすいというのもあるので、ちょっとそこはやっぱり検討をしてみたほうがいいのかなとは思っています。

○村山部会長 ありがとうございます。そうですね。やっぱり、あんまり言葉にしたくない話ではありますが…。こどもへの権利侵害、暴力などについて、児童虐待というところを想像してしましますが、家以外のところでもありとあらゆる場面で発生していて、学校でもあるし、保育所でもあるし、地域でもあるし、どこでもあるというのが正直現状なんです。ですから、その全てが、当たり前ですが、やってはならないことだと、ただし現状あるんだということを認識した上でどういうふうに定めていくのか考えていく必要があるだろうと思います。ありがとうございます。

じゃ、私のほうで感じたことについても少しお話しさせてください。いじめ、虐待・体罰の禁止、それから差別の禁止という、この普遍的というか、どの自治体でもしっかり定めてあるような権利侵害の禁止をまず挙げていただいています。

それから、そのほかにも、そういういじめとか虐待とかに網羅されていないようなプライバシーの問題、それから、大人がこどもはこうしなければならないという方向づけというか、ルールを敷いているというところも1つの権利侵害になる得る場面があるんじゃないかという視点をいただいております。これはできれば両方あるほうが確かにいいだろうと思っていて、定め方はす

ごく難しいのかもしれないですが、盛り込んでいけるといいだろうなというのは1つ感じたところでは。

それから、ほかの自治体でもありますが、何々をしてならない、権利侵害をしてはならないというふうに定めるだけではなくて、権利侵害を防ぐために周りがすべきこと、できることということについて必ず言及したほうがいいんじゃないかなと個人的には考えています。例えば、いじめをやってはなりません、いじめは禁止ですというのは、それはそうなんですよ。いじめを防止するためにじゃあ周りはどうするんだということをしっかり書いておいたほうが良いと個人的には思っています。例えば、いじめの法律がありますけれども、その中に予防をすることが必要ですよとか、早期発見が必要ですよ、解消が必要ですよ、守っていくことが必要ですよということが書いてあるわけです。ですから、いじめはしてはなりません、そしてそれを防止するために、そして被害者を救済するために、周りは予防もします、早期発見もします、解消もしていきますということをセットで考えておくべきだと思います。やっちゃいけませんという宣言は大事なんですけども、そのために周りはいくうふうに加っていくよという宣言も同時にしてもらえると、こどもは安心するんだろうなというふうに思います。

学校内での、例えば教職員からの暴力、暴言というのもいまだにありませんけれども、それについても同様です。やっちはいけませんというのはもちろんありますけれども、それに加えて、例えば大人が互いに注意し合う、指導し合う、こどもをみんなで守っていくんだという発想で取り組んでいきますというふうに加わるだけで大分厚みが増すわけですね。やっちゃいけませんということは当たり前なわけですから。

あとは、今はもうCAPがやっていただいていますけれども、こども自身、自分を守る方法をしっかり伝えていくこともしていこうと思いますとか、いろいろそんなふうにしていくと、しっかり、やっちゃいけないことが本当に起きないためにみんなが何をやるんだということが分かっていくのかなと思いました。これは個人的な意見です。

では、宮本委員長、また何か御意見、コメントをいただければ、お願いします。

○宮本委員長 ありがとうございます。整理していただけてすごく分かりやすくなっているんですけど、1点目は、子を漢字で書く「子ども」と、それから「児童」という用語ですが、こども基本法というのは平仮名の「こども」になっていて、これは若者まで含むということなので、ここで審議している権利侵害がいわゆる子を漢字で書く「子ども」だけに適用されるものかどうかというのは、ちょっと慎重にチェックしたほうが良いのではないかと感じます。

例えば、先ほどの二タ見委員のご説明の中にあつた、「こどもは、無理やり働かされたり害ある労働が強いられたりすることがあってはならない。」はよくあることですが、親がこれを行っている例ってすごく多いんですよ。職場じゃなくて、例えば、私、高校生のことをいろいろと見聞きしていて、経済的に厳しい生徒の多い高校の実態は、親がこどもにアルバイトをさせて、そのアルバイト料を親が全部搾取しているわけなんです。その上、高校が終わった後もそれが続くんですよ。18歳を過ぎるともっと全面的に働けるということで、そのお金を全部親が取ってしまうとか、それから、親のスマホ代をこどもの銀行口座をつくらせて、そこから全部引き落とししているとか、それは養護施設のこどももそういう例があつて、養護施設の子は児童手当をもらっていて積み立てているんですよ。そんなようなところまで侵入するような、そう

いう実態があるということ。だから、親とかあるいは近親者の労働と経済搾取ということも非常に重要で、しかも、私がこだわるようですけど、漢字の「子ども」だけじゃないなど。もっと続くんですよ。どうしようもないというようなことがあるので、そこらのところはちょっと書き込んでいただくといいかなということ。

それから、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に関する説明の中で、「児童」とおっしゃっていましたが、今、こども大綱の議論の中でも出てきているのが、児童という言葉は、行政が今まで好きな言葉なんだけれども、歴史的に定義をたどると極めて曖昧な言葉だということで、学校教育では児童というのは小学生までなんですよね。あるところでは、児童という言葉で中学生まで含めていて、あるところでは、もう未成年全部児童としているということで、こども家庭庁関係では児童という言葉は使わないというような方向にあるみたいなので、ちょっとこの用語は丁寧に使い分ける必要があるのかなという感じがします。

あと、ついでに、例えばネグレクトの実態というのを見ると、親が悪いという感じになるわけですよ。ところが、実際にネグレクトが起こっている家庭の状況というのを見ると、特に母子家庭なんかそうですが、親がこどものことに気を遣っているような余裕が全くなくて、生きること必死でネグレクトが起こっているというようなことが言われているので、ここで書くということではないかもしれないけれども、やっぱり親への支援というのが重要だろうと。でない、こどもの権利だけ主張しても、親ががたがたの状態ではこどもは育たないという点は大変重要ではないかと思います。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。子を漢字で書く「子ども」や「児童」という表記がありますが、これは総則部会ですか、別の部会でも今整理をされていると思うんですけども、その定義に合わせた内容をこちらでも検討をしなければいけないと思いました。

それから、最後御指摘いただいたネグレクトについて、このあたり、やっぱり親の支援について必要だよというのとは先ほど私が申し上げたことと同じ、虐待しちゃ駄目だねと言うだけじゃなくて、それを予防するためにどうできるか、親の支援も必要だよと書いていくといいのかなという気がしました。

1つ、先ほど申し上げなかったんですが、すごいポイントになるかなと思うのは、虐待はしては駄目だよという条文がほとんどの自治体だと思いますけれども、それをどこまでこうやって具体化していくかというのはかなり悩ましいですよ。例えば、虐待は駄目だよと言ったところで、虐待って何だろうというのが分からないということも少なからずいると思っています。私も児童相談所の業務に携わっておりますが、自分がそういう虐待を受けている状況にあるというのが分からなかったということも割といたりして、これは比較的大きくなってから発覚したとか、自分はずいぶん立場にあったんだということを知ることがあって、そういう意味ではある程度具体的に虐待というものはどういう状況なのか、ものなのかというのを、小さいときから知っていくことも大事なかなと思っています。それを条例で書き切るのかというのはまた別の問題ですけども、それを伝えていくというのはとても大事だろうなと思いました。ありがとうございます。

そうすると、この侵害関係に関しては一通り議論してきましたが、ほかにもさらに御意見があ

ればいただけますか。二タ見委員、改めて何かあれば、お願いします。

○**二タ見委員** 自分でも整理していて、「子ども」の使い方、「児童」の使い方というのは曖昧にやってきてしまったなという感じではあります。これはみんなで統一して「こども」にするんだというふうに決めればそのような表記の仕方がいいのかなと思いますので、その辺、また部会のほうできちんと決めていただけたらなと感じました。

あと、幾つかアドバイスをいただきましたので、またさらにこれを踏まえてやりたいとは思いますが、結構難しい部分があるかなと。部会長さんにまた相談して進めていけたらなと思います。以上です。

○**村山部会長** ありがとうございます。ほかの皆様はいかがでしょうか。よろしいですか。

では、続きまして、権利保障のために必要なことというところに関しては大森委員を中心に検討をしていただきました。本日、欠席ですので、大森委員のほうで作業をいただいたことについて、私のほうに報告いただいた内容をまず共有させていただきます。

大森委員には、ほかの自治体において、権利の保障のために必要なこととしてどんなことが列挙されているだろうかということと比較・検討していただきました。割とここは、自治体によって違うのかなと思っております。川崎市や新潟市なんかは、特に、育ち・学ぶ施設におけるこどもの権利保障というところを、かなり細かく詳しく書いてくれておりますので、そちらを中心に御紹介したいと思います。

川崎市については、施設設置管理者という主体をまず定義づけていて、その施設は、そのこどもの権利の保障が図られるように育ち・学ぶ施設においてこども自らが育ち、学べる環境の整備に努めなければいけないということを書いていたたり、それから、安全の管理体制の整備が必要ですよということを書いていたたり、先ほど出てきた虐待・体罰は禁止ですよ、さらにそういう体罰などの相談をこどもが安心して行うことができる仕組みが必要です、それを整えてくださいということを書いています。

いじめについては、職員がいじめに関する研修に努めましょうということが書いてあります。

続いて、新潟市ですけれども、新潟市も同様に、大人側の義務としていろいろ書いてくれているわけですね。施設関係者は、虐待や体罰を受けたこどもを早期に発見して、迅速かつ適切な救済及び回復に努めなければいけない。それから、施設関係者は、いじめの防止に努めるとともに、いじめが起きたときは迅速かつ適切に対応しなければいけないとか、それから、施設関係者は、不登校、外国籍、障がい、様々な状況にあるこども及び保護者が差別されず、共生できるよう、適切な支援を整えなければいけない。それから、施設の運営、こどもの処遇について、こどもに適切な情報を提供し、こどもの意見を聴くよう努めなければならない。それから、安全体制の整備をしなければならない。こどもがこどもに関する情報を求めた場合には、それを提供するよう努めなければならないとか、そういう形でこどもの権利を守るために施設が、大人が、地域が行うべきことというのを定めていて、それを比較していただいているという検討・対応をしていただきました。その上で私たちはどういう意見を出していく必要があるのかということをお皆さんと議論したいと思っております。権利を保障していくためにはどんなものが必要なのかと、そういうテーマですね。

では、松島委員から、御意見あればお願いいたします。

○松島委員 権利の保障というところ、先ほどの権利の侵害のところでも説明いただいた障害児の差別禁止というところにあると思うんですけど、個人的にこの差別や権利を侵害するというの知らないということが一番大きい。未知の存在に対する恐怖というか、そういうところから権利の侵害が起きてくるというところがあると思います。そういう実態をまずは知っていくということが保障のスタートラインなのかなと思っていて、それは総則部会でも話し合っている広報というところともつながってくると思うんですけども、権利の保障に努めるというの、スタートラインとしてはまずそういうことが大事かなと思っております。

あとは、新潟市とかが書いているような、それぞれにどういうことを保障、何が保障に当たるのかということも正直難しいなというところがあって、そういうところも伝えていくような内容設定というのは必要なかなと思っています。それを具体的に書くのか否かというところは慎重に検討が必要な部分かなと思っております。

○村山部会長 ありがとうございます。米田委員、いかがでしょうか。

○米田委員 権利の保障ですが、その該当する人の意見というか、その人の意見を聴くというのはとても大切なことで、よかれと思ってということでも当事者からしたらそうじゃなくて、こういうふうにすることは保障ですということがたくさんあると思うので、その部分はとても大切かなと思っています。実態を知るというのは松島委員もおっしゃっていましたがとても大事で、同時に、その人の意見というのもとても大事だと思います。こどもの場合はやっぱり親とかその周りの保護者がいると思いますので、やっぱり意見を聴きながら権利を保障していくのが必要だと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。二タ見委員はいかがでしょう。

○二タ見委員 権利について、私たちはよく学校の先生方と研修をするんですけども、最近学校のほうでもこどもの権利ということについて、教育委員会の中で研修が進められているというように聞いています。教育委員会のほうからもたしかそういった指導をするようにということを決めて、全小・中学校でやっているようなことを伺いましたので、権利については随分こどもたちにも浸透し始めているというか、ただどういった権利があるのかということまでは小学生はまだ分かっていない部分が多いのかなと。でも、そういう機会が増えてきているということはとてもいいことだなと。テレビなんかでも今、人権についてすごくクローズアップされていますので、人権という言葉については、こどもたちも大分分かってきているのかなと感じているところです。私たちも人権教室をやっている、3年生とかでも、ぱっと手を挙げて反応して下さいますし、その辺がすごく随分変わってきているな、数年前よりかはこどもたちも変わってきているなというのが今実感しているところです。

やはり、保障していくには先生方が研修を積み、こどもたちに関わっていくということが大きいのかなと。何でもかんでも学校にお願いしてしまうんですけども、一番こどもと関わる時間が長いのが先生方ですので、学校でそういうところを大事にしてくださるといいかなと思います。

うまくまとめられませんが、以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。今、千葉市の教育委員会の皆さん、本当に権利の教育については御熱心にやっただいていて、私もその様子を見ているんですけども、本当にすばら

しいなと思っています。これがどんどん広がっていくといいですね。

私も意見をちょっと言わせていただきますけれども、やはり、大人側がしっかり学ぶということが大事なのだろうと思います。松島委員と米田委員、お話がありましたけれども、差別の始まりは知らないところからだとすることでまずは知っていくことが必要だというのは本当におっしゃるとおりだと思います。そして、知るために当事者からしっかり聴くこと、実態だったり意見だったりというのは聴いていく、これは本当に出発点だと思います。ですから、私たちは、特にこどもと接する方々というのは、それを学ぶことがまず大事だろうと思います。権利のこととかいろいろなことをまず学ぶこと、そういうものを学ぶ機会をぜひ設けていただきたいと思います。つい、学校の先生の方でとなってしまうんですが、それだけではないと私は思っていて、保育園、幼稚園、こども園、学校、その他施設の職員、全ての方が、その養成過程から学んでいく機会が必須なのではないかなというふうに思います。養成過程でもですし、また実務に就いてからも、そういうこどもの権利ですとか大人の義務とかについて学ぶ機会を設けていくことがとても大事だと思っています。それは何とか、条例にも書いてほしいなという思いがあります。

それから、これも繰り返しになりますけれども、こどもたちにも成長・発達に合わせて、権利について学ぶ機会が必要だと思っています。知らないことには行使できないので、学ぶ機会は必要で、そしてその行使する実践の機会をぜひ設けてほしいということですね。これは成長過程に合わせて、どんな小さな子でも絶対できるはずですね。赤ちゃんだったら泣くとか。です。意見表明は誰でもできるはず。ですから、成長・発達に合わせてできる権利の行使の機会を設けていけるといいなという思いがあります。

それから、今回は、施設のすべきことというところにも言及する必要がありますが、施設について、運営主体がこどもの意見表明、参画により行われることもやっぱり必要なのかなと思います。これはこども基本法ですとか権利条約にも表れていますけれども、こどもたちは、それに係る全てのことについて意見の表明はできますし、参画はできるというふうにされております。ですから、どんな施設にしていこうかなとか、どんな学校生活がいいだろうかと意見を言う、参画していく権利が本来あるはずだと思っています。それを条例に落とし込むことは、これは必須なのではないかなと思っています。もちろん、よく勘違いされますけれども、こどもの言うとおりにするというものではありません。こどもがしっかり意見を述べ、参画し、そしてそれを大人と一緒にみんなでどうしていこうか、最善は何なのだろうかと決めていくプロセスがいかなる施設でも必要なんじゃないかということを、ぜひ明示いただきたいなと思っています。

さらに、学校にしても、どんな施設にしても、外の目がないとなかなか気づけないことがあるのだろうなと思っています。ですから、外部の第三者によるチェックというのも大事だろうと。それは条例で定められるかどうか分かりませんが、そういう機会が何とか実現するようにつくられる形になるといいなと思っています。現に、御承知のとおり、児童養護施設に関しては、千葉県児童福祉施設協議会なるものがありまして、その中で施設生活等評価委員会という外部機関が定期的に生活について視察をしていて、これは過去に施設からこどもへの権利侵害があったことを踏まえて、自主的に立ち上げて、定期的にチェックをしてくれと外部の専門家を招いてやっているものです。そういう機会がいろんな施設で行われることが望ましいのではないかと考えております。

学校も徐々に開かれているのではないかと考えています。まだまだ、もちろん課題はあると思っていますけれども、例えば、私が関わっているものであれば、性暴力については、今年の千葉市の学校、教育委員会での取組はどうだったんだろうかということをしつかり検証をする検討会もわざわざ条例もつくって立ち上げていただいて、しっかりと毎年、今後も継続してチェックしていくという体制ができています。それは性暴力についてですけれども、そのほかの場面でも、子どもの権利が守られているのだろうかというところをチェックできる体制、仕組みづくりは大事なのだろうかというふうに思います。

あとは、ついつい、子どもの権利というところを学ぶ機会とか教育を受けるとか、そういうところに力が注がれがちですが、御存じのとおり、子どもの権利条約には、子どもには遊ぶ権利ですとか休む権利とか、そういう権利も書かれています。ですから、そのあたりの権利もしっかり保障されるように工夫して条例も定められるといいだろうなと思います。

最後に、全ての権利の大前提となる安全というところでしょうか。ほかの自治体でもありましたけれども、安全をいかに図るかというところは、既に各施設、各居場所で取り組まれていることとは思いますが、これは絶対落としてはいけないことで、施設、大人は、子どもを守る安全配慮義務を負っていることを前提にやっていかなければいけないものなので、ここについても意識していける何か規定があるといいなという個人的な思いがございます。

すみません、長くなりましたが、私からは以上です。

宮本委員長、御意見いただけますでしょうか。

○宮本委員長 もうほとんど出ていると思いますけど、1点だけ。大人が権利についてしっかりと学ぶことはとても大事なことということと、子ども自身は、一般論としてとにかくそういうことを学ぶということが必要ですが、やはり、権利侵害を受けやすい子どもたちっているわけですね。例えば、障害を持っているとか、その他いろいろ家庭の事情がもとで権利侵害を受けたり、いじめられたりということがあると。受けやすい状況にある子どもには、特に権利というものによって身を守るということを教えていく必要があると思うんですよね。これは、一般的な権利教育ではそこまではいかない、力にはならないという感じがします。

例えば、日本でもやっているかもしれませんが、前に聞いたことですが、カナダの学校では、いじめられた生徒たちを集めて、いじめから自分の身を守るための具体的なトレーニングをやっていると。だから、これは権利によって身を守るということをより具体化しているんですよね。ちょっとしつこいからかわれ方をした場合に、例えば、嫌だと言うにはやっぱり訓練しなければ嫌だと言えないんですよね。そのようなことを含めて、とにかく守るための力をつけるということが大切かなと思います。

養護施設の問題なんか、私もやっていて、やっぱり養護施設って閉鎖された一つの施設ですから、ある意味で何が起こるか分からないというところがあって、そういう意味では、養護施設に入所した子には特にその権利によって自分の身を守るということを教える必要があるように思います。例えば、性的なハラスメントを受けるとか、そういうことって共同生活なので起こりやすいということを前提にして、先ほどのプライベートゾーンではないけれども、年齢的に言うともっと上の子もいるわけだから、いかにしてその性的な被害を受けないためにどうやって身を守ったらいいかということをお教えると、今まで長い間、そういう隠されていた部分をえぐり出すよ

うにして教えるというのは、そんなことをする必要のあるのかという風潮だったと思うんですよ。だけど、そうじゃないんだという切り替えが必要ではないのかなという感じがします。

以上です。

○**村山部会長** ありがとうございます。権利の保障をするためにはどんなことができるのか、どういふことが必要なのだろうかというところはかなりいろいろあるだろうなと思いますが、どうでしょう、皆様、一周しましたが、何か追加で御意見ありませんでしょうか。どうぞ、お願いします。

○**松島委員** 権利の保障というところで、今、大人が学ぶとか子どもが学ぶという機会で、そこ自分の実践というところがあまりつながらないということがすごく問題だと思っています。例えば、ロッカーに体操服を入れたときに、ロッカーからはみ出たひもが垂れている。ひもが垂れていたら、1段下のロッカーを使っている子どものロッカーにかぶってしまう。これって権利の侵害だよなといったことから、権利侵害、自分の権利は自分で守るし、人の権利を脅かさない。例えば机から自分の荷物がはみ出さないようにしようね、みんなで使っている部分は汚さないようにしようね、これも1個の権利の教育だと思います。だから、その権利を守らないといけない、こういう権利があるんだというのと同時に、それをどう、学校の現場になってしまうことも多いと思いますが、どういう実践をしていくのかというところもセットで、学校の先生に伝えられればいいではなくて、だからこそ、それが実践できるような支援をしましょうというところは載せていけると非常にいいのかなと思います。それは親でも家でどういった実践がいいのか、さっき米田委員が言っていたみたいなことがもうちょっと伝わるような、支援という面でも載せていけると保障がより進んでいくのかなと思いました。

○**村山部会長** ありがとうございます。そうですね。実際、抽象的なところだけ研修や子どもたちにお話をしたところで、じゃ、具体的にどう生かしていくのとか、どう生活で実現していくのって、非常に難しいですね。なので、条例で細かくそこを規定することというのは難しいでしょうけれども、ただそれを具体的にきちんと伝えていってほしいなというメッセージをちょっと発したいところですね。確におっしゃるとおり、机上の空論にならぬようにということですね。ありがとうございます。

あとと思ったのは、学校の先生方だけでなく、やっぱり、現在やっていただいているように、外部の専門家、CAPの方々ですとか、そのほかの専門家の方々をお招きして、これまで伝えてきたことは、ぜひ、継続していただきたいなと、むしろ増やしていただきたいなというふうに思いますよね。正直、マンパワーの問題もあるでしょうし、専門性の問題もあるでしょうから、やっぱり外部の方から、力を借りられるものは借りていくほうが合理的だったり効果的だったりするように個人的には感じております。ちょっと条例を離れるのかもしれないですけども、でも、そういうふうに思います。

あとは何か。よろしいですか。あと40分ぐらいですけども、最後のテーマに入っていこうと思います。最後は、相談・救済機関についてです。これは私のほうで担当させていただきました。こちらについては、前回の部会でも、また市民の皆様の御意見からも、基本、設置してほしいんだと、ぜひともこの機にお願いしたいということがほぼ100%だろうなというふうに思っています。ですから、私たちの部会としても、ぜひ設置していただきたいというふうに意見を出してい

くことになると思います。さらに、どういう制度がいいのだろうかというところについてもある程度お伝えしていければいいのかなと思っております。

その関係で私のほうで検討をしたことがありますので、皆様にまず共有させていただきます。その上で、後で御意見をください。

まず、私のほうで検討しましたのは、相談・救済機関なるものが必要だとして、どんな機能を持っているといいのだろうかというところです。それは正直、他の自治体と大きく変わるものではなく、他の自治体に存在するような機能がそのままあればと思っています。具体的には7つ挙げております。

1つは、こどもの権利の侵害に関する相談に応じて必要な助言と支援を行うことです。細かいですが、相談に応じるだけでなく、必要な助言と支援を行うことと加えているのは、相談を聞いておしまいじゃなくて、きちんと助言して、そしてさらに支援を行えるような機関が望ましいだろうということで加えております。

続きまして、救済の申立てをして、もしくは行政の発意、要するに自ら進んで調査、調整、勧告、是正要請などを行うことができる機関ですね。調査、何が起きているのか調べて、調整というのは、衝突があればそれについて調整をしていく、関係調整をしていくという活動です。あとは権利侵害ですとか問題がある場合には勧告や是正要請というのもしっかり行える機関が必要であろうと思っています。

続いて、3点目、制度の改善を求めるための意見を表明すること。個別の事案に応じて対応することなんですけれども、例えば個別の事案を通じて、これは制度的な課題なのではないかというふうにこの機関が感じた場合には、制度の改善についての提案、意見の表明ができるということも必要なのではないだろうかと思います。

4点目が、勧告や意見表明の内容を公表すること。先ほど言いました勧告とか意見表明についてしっかり外部に発信することですね。市民の皆さんに知ってもらう、こういう制度的な課題があると思いますので、それについてはこういう意見をこの委員会では述べています、機関では述べていますというふうに公表をすることです。もちろん、個人情報配慮をした上での話になると思います。

5番目は、活動状況の報告と内容の公表です。活動状況はこういう活動をしています、こんな団体があります、機関がありますということを伝えるということですね。

6番目、権利や権利擁護に関する普及啓発の活動。広報関係ということでしょうか。

それから最後に、これはあるところ、ないところそれぞれですが、救済の対応が終了したこどもについての見守りの支援をするということ。具体的に何かやっておしまいではなくて、その後どうなっているか、大丈夫かというふうに見て、必要に応じた支援を行うと、そういうところまでであるとフルカバーできるのではないかということで考えました。ここまでが機能についてです。

それから続いて、主体というか名称ですかね。いろいろな名称があります。事務局の皆さんが作成していただいた資料の中にいろいろな名称が載っていたかなと思いますが、どこまで私たちが意見を言っているのか分かりませんが、やっぱり分かりやすさというのは大事だろうなと思います。こどもがちゃんと相談して助けてもらえる機関だということが分かるような名称が必要だろうなと思いました。

あとは人数とか構成とか選任方法とか、そういうところも条例ではしっかり定まっています。これについて、部会でどこまで意見を申し上げるかというのはありますけれども、やっぱりそれなりにこれは負担のある業務だと思いますので、1人、2人だとちょっと無理だと思います。かといって10人ぐらいいると、次のなり手がいなくなって、人数が集まらない状態にもなりかねないので、そうならない3人から5人とか、ちょうどいいところを考えていただきたいなというふうに私は思いました。

ここで大事なものは、構成とか選任方法だと思います。こどもの権利侵害について相談を受けたり、救済についての調整や勧告などを行うわけですから、それなりのやはり専門性が必要だと思います。ただ、専門家集団だけで構成される必要があるのかというと、私はそうではないかなと思います。専門家が必ず中に入る必要はあると思っていますが、全てである必要はないと思っています。

続いて、大事なものはどういう人がなっているかというか、どういうふうに使われているかですかね。絶対必要なのが中立性や公平性を担保する形での選任、選定だと思っています。ですから、いわゆる一本釣りのような形は極力避けるべきです。一本釣りでやってしまうと、結局それは市長が選んだ人でしょう、みたいなことになって、公平性とかに疑義が生じてしまうんですね。ですから、例えば、我々弁護士会なんかですと、弁護士会に、この委員として1人推薦してほしい、というふうに団体のほうに投げて、団体のほうからしかるべき選出方法で、この人を推薦します、という形で出てくれば、これは間違いなく息のかかっていない人が出てくるはずなので、そういう形が取れば、確かに中立・公平だというふうに市民の皆さんからも理解いただけると思います。そこはぜひ注意したいところかなと思います。

あとは、これはシンポジウムでも出ていたかなと思いますが、相談へのアクセス、救済申立てへのアクセスの問題で、あまりがちがちと形式を定め過ぎてしまうと出てこなくなってしまうと思います。また、選択肢が例えば書面によらなければならないとかとなると、その時点で、ああ不便だからもういいやとなりやすいと思います。ですから、極力アクセスの形は広く、書面問わず、口頭問わず、例えばネットでもいいと、ありとあらゆる方法で捉えられるようにしていただきたいというのが個人的な考えです。

あとは、これも少し細かい話ですけれども、権利の救済機関、相談機関で、例えば委員が5名ですとなったとします。例えばその5人選ばれたとしても、この5人だけで全部できるというわけには絶対になりません。ですから、他の自治体でもそれを支えていただくようなサポーターというのを、常設の事務局ですとかそういう体制をつくっていただいているようです。ですから、それが無いことには絶対に回りにませんので、もしこういう機関をつくっていただく場合には、そのようなサポーターですとか、事務局機能というのでも、大きな話になってしまいますけれども、ぜひ、千葉市役所のどこかに置いていただく必要があるだろうなと思っています。

あとは細かいところはいろいろありますが、細かい部分につきましては改めて別の部会かもしれないが本会のほうになるか分かりませんが、資料として何かお届けできればなと思っています。

私が検討してきた内容は以上でございます。これについて皆様から御意見をいただきたいと思っています。ちょっと順番を変えて、二夕見委員いかがでしょうか。お願いします。

○**ニタ見委員** 救済機関はやっぱりきちんとしたところをつくっていただくのが一番大事なかなと。先ほど出ましたように、やはり、名称が分かりやすいというか、ここへ相談すればいいというのが子どもたちのほうに分かりやすいものはとても大事なことなのかなと。なかなか子どもたちもどこへ相談したらいいかな、誰に相談しようかなと、自分1人で悩んでいるような人が多くて、特に高校生ぐらいになると、誰にも相談できずに、ついには身を投げてしまうような事例もありますので、そういったことのないような、多くの方にこういったものを知らしめて救えるような体制が取れたらなというふうに思います。専門家同士がきちんといろいろなところに目を向けて検討をしていただければいいので、特に私のほうからはないです。

○**村山部会長** ありがとうございます。名称を分かりやすくして、多くの人がちゃんとどこいうところなのか分かるように伝えるようにということですね。ありがとうございます。

米田委員、いかがでしょうか。

○**米田委員** 私のほうでは、選任される人についてなんですけれども、例えば、相談して、その専門家じゃないから分からないとかそういうことがあると、本当に相談に来た人が困ってしまうので、くじの当たり外れじゃないような、いろいろなことに対してちゃんと子どもの権利について詳しい人ということなんですけれども、例えばちょっと障害のある子の例を挙げますと、障害のある子は別のところで学ぶんだよねということを考えているような方だったりすると、やっぱり、その子が普通級にいていろいろ苦勞することとか、学校において権利が侵害されていることについて対応をしていただけないということも今までありました。その救済機関に選任される人というのは、障害者の立場で言うと、障害者の権利条約をちゃんと遵守するような人、例えば、高潔な人とか社会的人望が厚い人とかいろいろあるんですけれども、そういう細かい規定というのがその選任に当たってつくれるのかなということを考えていました。とにかく、1人の子どもの権利侵害として、その子どもに向き合ってちゃんと権利を救済してくれる人を選んでいただけるような方法を考えていただきたいなと思いました。

以上です。

○**村山部会長** ありがとうございます。確かに相談・救済の分野という幅がかなり広くなると思うんですね。そうすると様々な分野でこういう調査・調整活動なるものが行われるのかなと。あまり人数が少なかったりすると、それについて全然知りませんみたいな人も出てきてしまう可能性があるんで、私はあまり人数が多いとどうかな、とさっき申し上げたんですけれども、もしかするといろいろな専門の方が入っていて、そのケースごとに、例えばこの分野だからこの方はちょっと今回入って、とかできると、もしかしたらすごくいいのかもしれないと思いました。ありがとうございます。

松島委員、いかがでしょうか。

○**松島委員** 今の話に近いんですが、自分としてはこの、新たに救済措置を行える人たちを配置するということはすごく賛成で、あったほうが良いと思うんですけど、今あるものをどう生かしていくかということも考えないといけないかなと思っています。新たにつくるところが、例えばいじめが得意なところ、ネグレクトが得意なところとかいろいろとあると思うので、そういうところを結びつけて呼び寄せられるような救済機関だったりすることも、役割としては必要なのかなというふうに思いました。

あと、ただ新しいものをつくるというところですよごく大事だなと思ったのは、制度に対する意見や勧告を出すということ、あと引き続き見守りを行うというのは、新しいものをつくる上でですよ意味のあるというか意義を感じました。それはこの部会だけに関わらない全体のところでもそうだと思うんですけど、このこどもの権利に関する条例をつくってどれだけ廃れさせないか、時代に合わせていくかというところをすごく考えて、川崎市がもう20年前に、そういうのがある中で、どんどん新しい風を入れたり、新しくしていくか、時代に合っていないところを変えていくかと検討したように、この機関が機能するものになっていくとまた違った意味を持ってくるのかなと思いました。

○村山部会長 ありがとうございます。私も後で言及しようと思ったんですけども、既存の制度との結びつき、兼ね合いて非常に実務的には大変なテーマになるのだろうなというふうに思っております。ただ既存のものはありますけれども、おっしゃるとおり、この制度独自の意義がある部分は絶対あるわけで、ぜひつくっていただきたいというのはそうですね。

本当に羨ましいですよ。教育委員会のほうで子どもにここをサポートをやっていただいていると思います。あれはすごい効果は上げていらっしゃると思っています。内容についても本当に様々キャッチできているというところで、また対応についても極めて丁寧にやっていただいているというところで、あれを潰してしまうのはどうなのかというところなんですよ。ですから、既存の制度との兼ね合いでどういうふうにつくり上げるかというのは、これは本当に課題になると思いますが、ぜひつくっていただきたいというのが我々部会の意見ですので、よろしく願いいたします。

では、宮本委員長、御意見いただけますでしょうか。

○宮本委員長 今のお話は、既存の相談機関との関係ですよ。相談機関自体はすごくあるんですよ。ですけど、いろいろな調査などを見ていると、なかなかそれがうまく機能していなくて、あちこち渡り歩いて、結局解決しないまま20歳を超えてしまうという例が非常に多いというようなか中で、相談機関というものの在り方というのも検討が必要だと思います。今後、救済機関をつくるということは私自身も賛成なんですけれど、例えば千葉市子ども・若者総合相談センターLinkがありますよね。これ、子ども・若者育成支援推進法の下にできたもので、この相談センターの特徴は、とにかく、あらゆるネットワークを張って、ネットワークを張りながら、その連携の中で問題解決をするということで、これが総合センターなので、ある意味では千葉市の一番大本になるかもしれないんですよ。ただ問題は、年齢がこれは15歳以上となっているんでしょうか。もっと広く取っているんですかね。

○宮葉課長 30歳代までです。

○宮本委員長 上はそうですね。下のほうは。

○宮葉課長 小・中学生を対象としています。

○宮本委員長 小・中学生も入っていますかね。子ども・若者育成支援って、できたときには15歳以上となっていたのですが、だんだん対象者を広げたり、それぞれの自治体によって方針を変えたりして、実態に合わせた対象年齢に変えているかと思います。ただ、乳幼児は少なくとも入っていないと思うんですよ。小学生を扱っているかどうか。千葉市のLinkではどういう対象者に対しどういうことをやっているかというのを一度ちゃんと押さえていただくといいかなと思う

んですが、いきなり救済機関へ飛び込むってかなりハードル高いですよ。多くの場合、こういう一般的な相談機関に行って、そこから救済という流れになることのほうが多いのではないかと考えると、これからつくろうとしている救済機関が、例えば市役所内にあり、他の相談機関は別のところにあるとなると、ばらばらになってしまう可能性がある。

1つの考え方としては、L i n kの中に救済機関を設置することで分かりやすくするとか、その他いろいろな、年齢幅でいうとL i n kが一番広いのかなと思いますけど、でも、年齢の低い方に関してはちょっと違うかもしれないとか、そのあたり、私もよく分からないですけど、検討が必要なのかなという感じがします。

予想として、千葉市でこれをつくったとき、年間どのくらい相談件数があるでしょうかね。日弁連が出しているコミッショナーのそれを見てみると、千葉市みたいに大きな都市でないと、そんなに年間で何十件ということはないような感じがしたんですけど。

そうすると、その救済機関だけを設置してしまうと、毎日、相談者が来るといようなものでもないような、でも、実際に本当に1つあると、学校へ行ったり、生徒たちに調査をしたりとか、大変な仕事になるわけで、仕事を持っている方、例えば弁護士さんがこの委員になって、ある具体的な事例を扱うということになると、とても忙しい状態になるような、そんなイメージがするんですけどもね。そのあたりも調べる必要があるかもしれませんね。

○村山部会長 ちょっと今、ばらばら見ているんですが、件数が直ちに把握できないんですけども、おっしゃるとおり、1件入ってくるとものすごい重みで、かなり大変だなと思います。なので、例えば弁護士委員がいたとして、全て弁護士委員が聴き取りを行い、学校に持っていくどうのこうのとかいうのは、実際難しいと思います。ですから、サポーターなり事務局なりという機関がないと回らないだろうなというふうに感じております。

あとは、どこに設置するかというのは非常に難しいですよ。やっぱり、この救済の対象というんでしょうか、救済というか、権利を侵害し得る対象がもしかしたら行政、市だったり教育委員会だったりということもあり得るわけで、そこからの独立性というのも制度的には担保されなければならぬ点もあって、L i n kさんがどういうポジションなのかというのは、私は現時点で正確に把握できていないんですけども、そういうところも考慮しながら、どういう形で設置するのかというのを考えていく必要があるのかなというふうに思います。

あとは、おっしゃるとおり、相談機関はかなりいろいろあるのかなと思いつつ、他方で、第三者による救済機関はないというのは間違いないなと思っておりますので、そういう意味では独自の機関にはなるのだろうというふうに思っています。お願いします。

○宮葉課長 先ほどの宮本委員長からお話のありましたL i n kですけども、一応、対象としては30歳代までというふうにはしています。ですので、下限は設けていないんですけども、実態としてやはり相談が多いのは中高生、そのぐらいとは思っています。相談の実績としては、令和4年度には、延べで2,639件の相談実績があるということでございます。

以上です。

○宮本委員長 年齢についてちゃんと把握してなくてすみません。去年だったかな、委員会に出たイメージでは、始まったときに比べると、市内の関係機関がみんな委員になっていて、そういう意味でのネットワークはすごくなくなっているという感じなんですよね。ですので、あのくらい大

きな相談センター、そういうものときちんと連携して、もともとのL i n kも相談機関ではあるけれども、取りこぼしているところがいっぱいあるはずなんですよね。理想としては、相談の後の見守り支援までやりたいということになってはいますが、実際のところ、そこまでやれていない例のほうが多いかと思うんですけど、ちょっといろいろといじってみると可能性としてあるかもしれませんという感じです。

○**村山部会長** ありがとうございます。かなり具体的な御助言をいただいたところです。やっぱり、既存の制度としてどういうものがあるって、そういうものを活かしていけるのかどうかというところで検討を始めていただくのが現実的なんじゃないかな。シンポジウムの際も、既存の相談機関、救済機関を整理していただいて、資料をおつくりいただいたかなと思います。なので、そういうものを活かしながら、ぜひ前向きに御検討をいただきたいというのが部会の意見になりましようかね。

では、この相談・救済機関について終わりましたが、何か御意見ありますか。よろしいですか。どうぞ、お願いします。

○**松島委員** 事務局の方にお伺いしたいのが、千葉市だと市役所に何か困ったときに案内してくれる場所とかコールセンターがあるかと思うんですね。そういうので、何がどこに飛ぶのかというのがもし一覧とかになっているようでしたらお示しいただきたいなと思っています。なぜかという、その新しい救済を考える中で、どこが何をカバーしていて、どこに所属しているのかというのが恐らく一覧で見させていただいたほうが、議論が円滑かなと思いますので、もしありましたら御提示していただけると幸いです。

○**村山部会長** これは相談機関とかについてですかね。そうするとシンポジウムのときにつくっていただいたものがあるので、それを御提供いただくという形ですかね。部会のほうにもちょっと何らか御提供いただけるとありがたいです。

ほかは何かございますか。よろしいですか。ほかのテーマ、全体を通じてでもいいですが、何か御意見等ございましたらお願いします。

なければ、せっくなので最後に一言ずついただいて終わろうと思います。では、松島委員、本日本通じていかがでしょう。感想でも結構です。

○**松島委員** こども基本条例の核となる部分、何を守って何がどう守られていくのかというところに非常に重要な部分の部会だと思ひまして、その中でいろんな権利というのが、まだまだ自分が勉強不足だったりするところもあるんですが、非常に有意義な時間だったのではないかなと思っています。ありがとうございます。

○**村山部会長** 二タ見委員、お願いします。

○**二タ見委員** 自分の担当していることだけで今まで頭がいっぱいでしたもので、今日、ほかの担当のところを共有させていただき、大変勉強になりました。やはりいろんなところを勉強していかないと、自分のところも盛り上がっていかないんだなというところを改めて感じましたので、これからさらに勉強していきたいなと思いました。

○**村山部会長** 米田委員、お願いします。

○**米田委員** 全てのこどもを取りこぼしなくというところでどういう条例をつくっていけばいいのかなとまた改めて考えたんですけど、困り事があつたときに相談してちゃんとその問題を解

決できるような機関があるのが、大人が支援していくというのが大切なことなので、それと併せてこどもの権利をもっと考えていきたいなと思いました。ありがとうございます。

○村山部会長　じゃ、最後は宮本委員長、一言お願いします。

○宮本委員長　もういろいろ言わせていただいたので特にはないです。1つ、相談機関の問題ですよ。相談機関の問題に関してはいろいろなことが言われているのだけれど、一番の問題は、この質を上げるということだという声が非常に大きくて、これはこどもだけにかかわらず、いろいろな分野のあらゆる相談がそうなんですけど、期待外れ、解決できないという、そういうことがしばしばあるので、つくりながら、質をきちんと高めていくということですよ。ここのところに力を入れないといけないだろうなということは感じます。

以上です。

○村山部会長　ありがとうございます。取りあえず条例の検討、我々の部会でやっておりますが、なかなか難しいですよ。どこまで具体的に書いてほしいというふうに御意見を出すのかというのは非常に難しいんですけども、抽象的な文字が並んでいる、何となくきれいな部分が並んでいるだけのものにならないように、意味があるものになるように、何とか引き続き検討をして意見を最終的にお出ししたいなと思っております。御協力よろしく願いいたします。

それでは、意見交換を終了させていただこうと思います。

最後に、事務局から連絡事項がございましたらお願いできますでしょうか。

○宮葉課長　すみません、確認なんですけど、この部会についてこれまで2回開催しまして、いろいろな御意見をいただいたところであります。今回の御意見について資料をつくらせていただいたように、ある程度集約した形でこういう意見がこの部会では出されましたというような資料をつくります。それに基づいて、第3回目の部会をやるのか、あるいは、こちらでまとめた資料を1度皆さんに御覧いただいて、これでよしとするか、あるいは多少の修正程度にするのか、それはメールで確認するとか、集まって確認するとか、その辺の今後の取組について御検討をいただければと思います。

○村山部会長　ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。集まって議論をすべきものなのかどうか。

○米田委員　本当にイメージが湧いていなくて、今後はどういう形で部会の意見を委員会のほうに持っていくのかなというのが、村山部会長がまとめてくださったように、条例の形にある程度したもので提案していくのかとか、どこらへんまでここの部会でやればいいのかちょっと……。

○村山部会長　イメージとしては、全然文言化する必要はなくて、大事な意見というところをお伝えできればいいと思っています。なので、そこまでの完成度は必須ではないという点でいいかなと。若干気になるのは、今日、お二方いらっしゃらないというところです。ちなみに、ほかの部会はどういう状況でしょうか。

○宮葉課長　総則検討部会は、2回開催し、2回の意見をまとめた上でまた皆さんに御確認いただいて、それである程度よしということであれば2回で終了する予定です。

あと、こどもの意見表明と社会参画検討部会については、会議の開催は1回で、御意見をまとめたものをまた確認した上で、もう一度やるかどうかというのはそこで確認なんですけど、基本は1回で終了と聞いております。

あと、こどもに関する施策の推進検討部会については、当初1回というようなお話だったのですけれども、もう一度やりたいというお話がありましたので、今月中に第2回目を開催する予定です。最終的なところは、部会ごとにそれぞれまとめていただければ結構なんですけれども、総則検討部会では、こちらのほうで意見（案）という形でまとめさせていただいたような形式です。今回、こちらの部会については村山部会長の資料に基づいて検討されていまして、あくまでもその項目ごとに前回の意見をまとめさせていただいたものを部会での主な意見ということで列記させていただいていますけれども、例えば、総則検討部会では、その際出た主な意見を基にある程度似たような意見を集約したりとか、そういったところの作業をして、例えば、3つ、4つ、5つぐらいでまとめたものを部会の意見という形でまとめて、それを1月の条例検討委員会の中で、部会長様から御報告いただくということを考えています。それはあくまでもその部会ごとでどのような形式にするかというのは決めていただいて構わないと思います。

○村山部会長 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、私たちも部会としての意見は当然まとめて、本会のほうに上程したいと思っているんですが、1月に向けてそれを完成して出せるかということなんですから、いかがでしょうか。大丈夫そうでしょうか。

取りあえず流れとしては、今日の第2回の部会で出た意見をお手数ですけれどもおまとめいただいて、それを我々にいただいて、それを踏まえて私のほうで取りまとめて、うちの部会の意見はこんな感じでいかがでしょうかと皆様にお諮りしたいなと思っているんですけれども、もしそういう流れでよろしければ、総則部会と同様、まずは開催せずメールその他の手法でやってみてもいいのかなと思うんですが、よろしいでしょうか。

取りあえずそういう流れを想定して、必要であれば、またお手数ですけど開催させていただきたいということで、基本的には第3回はなしでいいのかなと思っています。

○宮葉課長 分かりました。では、こちらのほうで前回と今回のそれぞれの御意見等を踏まえまして、また整理させていただいたものを、まずは村山部会長のほうにお渡しして、そこでまた御確認いただいた後に、各部会の委員の方に共有いただくという形でよろしいですね。

○村山部会長 わかりました。あとは何かございますか。進行関係でも何か御不明点とかあれば、よろしいですか。ちなみに、次の本会は1月でしたっけ。

○宮葉課長 一応、年内いっぱい、部会開催と考えておまして、そこで出た御意見とかを整理する時間が必要なものですから、恐らく第4回の検討委員会は1月の下旬頃の開催になるのではと考えています。

○村山部会長 分かりました。そうすると次の全体会が1月の下旬ですね。それに向けて今の作業を進めて、必要があれば集まるということで、基本的にはその流れでやりましょう。あとはよろしいですか。

では、以上で終了させていただきたいと思います。皆様のおかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○佐久間補佐 以上をもちまして令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会こどもの権利の保障検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。